

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成24年第4回大槌町議会定例会を開会いたします。

では、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。10番、後藤高明君及び11番、岩崎松生君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から12月12日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの3日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（阿部六平君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので、ごらん願います。なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にございます。

次に、受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会にて付託しましたから報告いたします。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告を金崎悟朗君をお願いいたします。ご登壇願います。

○9番（金崎悟朗君） [報告書のとおり]

- 議長（阿部六平君） 続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の報告を東梅 守君  
にお願いいたします。ご登壇願います。
- 3番（東梅 守君） [報告書のとおり]
- 議長（阿部六平君） 続いて、岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告を岩崎松生君にお  
願いいたします。ご登壇願います。
- 11番（岩崎松生君） [報告書のとおり]
- 議長（阿部六平君） 続いて、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を阿部義正君  
にお願いいたします。ご登壇願います。
- 13番（阿部義正君） [報告書のとおり]
- 議長（阿部六平君） 次に、行政報告を行います。町長、ご登壇願います。
- 町長（碓川 豊君） [報告書のとおり]

○

- 
- 日程第 4 議案第 8 5 号 大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の  
制定について
- 日程第 5 議案第 8 6 号 大槌都市計画地区計画等の案の作成手続に関する条例の  
制定について
- 日程第 6 議案第 8 7 号 大槌町災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8 8 号 大槌町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8 9 号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9 0 号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 9 1 号 財産の取得について
- 日程第 1 1 議案第 9 2 号 財産の取得について
- 日程第 1 2 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度大槌町一般会計補正予算（第 7 号）を定め  
ることについて
- 日程第 1 3 議案第 9 4 号 平成 2 4 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第  
3 号）を定めることについて
- 日程第 1 4 議案第 9 5 号 平成 2 4 年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第  
2 号）を定めることについて
- 日程第 1 5 議案第 9 6 号 平成 2 4 年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第 4

号) を定めることについて

日程第16 議案第97号 平成24年度大槌町水道事業会計補正予算(第1号) を定めることについて

○議長(阿部六平君) 日程第4、議案第85号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の制定についてから日程第16、議案第97号平成24年度大槌町水道事業会計補正予算(第1号) を定めることについてまで、13件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(平野公三君) 平成24年大槌町議会12月定例会における議案13件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

議案第85号から議案第90号までの条例の制定及び一部改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第85号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の制定については、大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業の施行に当たり、土地区画整理法第53条第1項及び第2項の規定により、事業の名称・範囲、費用の負担、土地区画整理委員会及び委員の定数等について定めるものであります。

議案第86号大槌都市計画地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定については、土地区画整理事業施行区域の都市計画に定める地区計画等について、住民の合意形成の円滑化、機会の拡大、情報公開等の視点から、都市計画法第16条第2項の規定により、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第87号大槌町災害危険区域に関する条例の制定については、防潮堤など海岸保全施設を整備しても、今回の津波と同程度の過去最大クラスの津波による浸水が予想される区域の住宅は、建築基準法第39条第1項の規定に基づく「災害危険区域」に指定して、住宅の建築を制限するものであります。

議案第88号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例については、復旧・復興の進捗に伴い、災害対策基本法派遣から地方自治法派遣に切りかえ、今後、復興事業が本格化、大規模化することから、東日本大震災津波の復旧・復興事業に係る派遣要望する職員及び町で採用する任期付職員数を踏まえて、条例の一部を改正するものであります。

議案第89号大槌町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例につ

いては、行政内部では得がたいような特定の専門分野における高い専門性等を有する者を採用し、その者の有する高度な専門的な知識経験またはすぐれた識見を特定の行政課題の処理等に活用するため、「特定任期付職員」の給与について定めるために条例の一部を改正するものであります。

議案第90号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、並びに東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第91号及び議案第92号につきましては、財産の取得に関して、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第91号につきましては、独立行政法人都市再生機構が整備を進める大ケ口地区の災害公営住宅が完成後、町が財産を取得するものであります。

議案第92号につきましては、独立行政法人都市再生機構が整備を進める源水地区の災害公営住宅が完成後、町が財産を取得するものであります。

議案第93号から議案第97号につきましては、各会計の平成24年度補正予算であり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第93号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについては、防災集団移転促進事業等の復興交付金積立金及び集積がれき中間処理及び最終処分業務委託料等により、歳入歳出予算に218億4,699万3,000円を追加し、歳入歳出総額を773億331万6,000円とするものであります。

第2条では、防災集団移転促進事業のほか17件の繰越明許費であり、復興交付金事業の交付決定時期等により翌年度に繰り越すものであります。

第3条では、災害廃棄物処理事業に係るトラックスケール借り上げ料ほか債務負担行為の追加及び仮設小学校空調設備に係る債務負担行為限度額の変更であります。

第4条では、臨時財政対策債の確定による地方債の変更であります。

議案第94号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、一部負担金減免措置に伴う給付費の増により歳入歳出予算に1億3,554万

8,000円を追加し、歳入歳出総額を23億7,578万3,000円とするものであります。

議案第95号平成24年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、県道工事に伴う金沢簡易水道配水管布設工事により歳入歳出予算に80万円を追加し、歳入歳出総額を2,632万円とするものであります。

議案第96号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについては、町方地区ほかの下水道事業計画調査設計業務委託料及び臼沢地区雨水排水路整備工事等により、歳入歳出予算に1億9,947万9,000円を追加し、歳入歳出総額を22億2,869万7,000円とするものであります。

第2条では、復興交付金事業に係る下水道整備費の繰越明許費であります。

第3条では、復興交付金事業に係る下水道事業債の変更であります。

議案第97号平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、第2条では、収益的収入及び支出について、収益的収入第1項営業収益は受託工事収益の計上により補正予定額104万9,000円の増とし、収益的収入の予定総額を1億5,426万2,000円とするものであります。収益的支出第1項営業費用は、電力料金等の増により299万2,000円の増。第2項営業外費用は起債の見直しにより112万9,000円の減。補正予定額を186万3,000円の増とし、収益的支出の予定総額を2億896万円とするものであります。

第3条では、資本的収入及び支出について、資本的収入第2項補助金2,362万8,000円の増は、水道施設復興事業の国庫補助金及び他会計補助金であります。第4項負担金194万1,000円の増は、消火栓設置工事費負担金であります。補正予定額を2,556万9,000円の増とし、資本的収入の予定総額を3,608万7,000円とするものであります。資本的支出第1項建設改良費2,746万1,000円。第2項企業債償還金129万5,000円。第3項補助金返還金21万3,000円の増とし、資本的支出の予定総額を1億1,203万7,000円とするものであります。

第4条では、予算第4条の次に1条を追加し、第5条として、債務負担行為として復興事業に係る水道施設復興詳細設計業務委託を新規に追加するものであります。

第5条では、復興事業の着手により予算第10条の補助を受ける金額の限度額の変更であります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 以上をもって当局の説明は終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。あす11日は……（「議長、ちょっと」の声あり）

○12番（野崎重太君） 簡単なことだけれども、一応これは議会ということだからお伺いしておきますけれども、請願が2件出ています。その中には付託委員会の産業建設常任委員会、4はですよ、あるいは、5は教育民生常任委員会、出ています。わかります、皆さんも知っていると思います。

ただ、この請願の中で、議長の判こも押されないのが出てきたり、あるいは紹介議員が、我々の中の常任委員会に委託される分のが議員になったり、私はこの辺がちょっとおかしいと思いますよ。だから、1つの議会の本会議でやるんですから、ちゃんとした道理を通して判こをもらって、私はやるべきだと思います。どうですか、そのようなところは。この「まちづくり」だって議長の判こは押してありますけれども、副議長も押していない。ましてやこっちのほうの「畜産公社」は誰の判こも押していない。こんなでたらめな請願が議場で受け付けられるということは、おかしいです。

○議長（阿部六平君） 事務局より説明させます。

○事務局長（滝澤康司君） では、事務局からご説明いたします。

請願第4号大槌町畜産振興公社解散に伴う今後の新山牧場の利用についてということ、これについては議会運営委員会で紹介議員を変更してくださいということで阿部俊作議員に変更する形になったため、決裁のところには判こはついておりません。紹介議員が変更になる前には、議長まで決裁はついております。なお、請願の受理は事務局で受理する形になっておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、請願第5号まちづくり及び町づくり会社の企画運営の参画に関する請願書ということで、請願の紹介議員については、その請願を審査する常任委員会の委員はなるべくであればならないということですが、どなたも紹介議員がいない場合は、審査する常任委員会の委員も紹介議員になれます。

以上です。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 誰がどうかかわったかそれはわかりません。私は中身の話をしているのではないの。出し方の話をしているの。中身は中身でいいの。これは各常任委員会でこれから議論するんだから、それは私一切言っていません。出し方が、例えば誰かの名前が俊作さんにかわったとか、そんなの我々には関係ないの。ここは本会議の議場なの。

本会議の議場だよ。議場に出てきたのに判こも押さないなんて、何事だ。これを言っているんだ、私が言っているのは。裏にあるからいいとか、そんな話じゃわかりませんよ。きょうだって各担当の者が誤字でも何でもちゃんと修正したでしょう。本会議に出す前に。何ですか、あなたたちは、それを。ましてこっちだって、「まちづくり」だって議長の判こはありますよ、副議長もないじゃないですか、最低でも。それを説明してほしいということですよ。本会議をばかにしちゃだめですよ、こんなやり方は。ちゃんとついてからやってください。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 私も同じです。やはり、考えられないです、毎回なんですよね。

今朝も、朝から一応差しかえとか何とかとあったんですけれどもね。普通、職場ではいろんな部署があって、係長とか課長とかね、部長とかそれぞれ決裁を、まあ私、今朝若い人に言ったんですけれども、教育長もいるけれども、学校でいえば担当が起案すると学年委員長がそれを見て、要するに直すところは直す、判こをつく、今度は学年委員長が誰にやるかと、教務関係とか指導部関係とかいろいろありますがその部署へやるわけですよ。そこの部長が確認して判こをついて、さらにそれが今度は教頭へ行くと。それが一般の会社でも同じだと思うんですけれどもね。だから、一応提案するものについてそれぞれの課でやはり提案者を、起案者を中心に説明をやって、そういうことをやって、と思いたすかね。朝ね、急にまあ誤字脱字はいいんですけれどもね。これも全然判こをついていないもの。何だ、局長さん、やっぱりあなたがチェックしないとだめだと思うんだよね、ということです。よろしくをお願いします。

○事務局長（滝澤康司君） どうも失礼いたしました。請願については、今後その辺の決裁については気をつけて行いたいと思いますので、この件については、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（阿部六平君） それでは、これをもって散会といたします。

あす11日は午前10時より再開いたします。

本日はご苦勞さまでございました。

散 会 午前11時15分

